

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県企業管理者 榎 澤 尚

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>第5条 (略)</p> <p><u>(分室の設置)</u></p> <p><u>第5条の2 局本庁の事務を処理するため、次のとおり分室を置く。</u></p> <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>施設課建設室上越分室</td><td>上越市</td></tr></table>	名称	位置	施設課建設室上越分室	上越市	<p><u>(現場事務所等の設置)</u></p> <p><u>第4条の2 局本庁及び事業所の事務を処理するため、現場事務所、駐在所等を設けることができる。</u></p> <p>第5条 (略)</p>
名称	位置				
施設課建設室上越分室	上越市				

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。